

## 探偵業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う各種届出要領

### 探偵業を廃止した場合の届出

#### 届出書提出先

営業所ごとに営業所の所在地を所轄する警察署の生活安全課（刑事生活安全課）に提出する。

#### 届出期限

当該探偵業を廃止した日から10日以内に提出しなければなりません。

#### 届出書類及び添付書類

#### 探偵業廃止届出書(様式第2号)

#### 《添付書類》

- ・ 法第4条第3項の規定により交付された書面（探偵業届出証明書）